

公 告

第 240号

SGホールディングスグループ健康保険組合同規約第4条及び第9条について下記のとおり変更がありましたので、健康保険法施行令第3条の2により公告します。

平成25年4月15日

SGホールディングスグループ健康保険組合

理事長 佐川 光



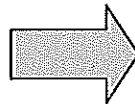
記

事業所の名称、所在地の変更及び削除による規約変更

(旧)
佐川フィナンシャル株式会社
東京都中央区

(新)
佐川フィナンシャル株式会社
東京都江東区

佐川引越センター株式会社
東京都江東区



SGムービング株式会社
東京都江東区

SGモータース関越株式会社
埼玉県桶川市

削除